

一般事業主行動計画

すべての労働者が、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できる職場環境を整備する。
あわせて、育児休業等の取得率および労働時間の状況に関する数値目標を設定し、職場の働きやすさ向上を図る。

1. 計画期間 2025年12月1日～2027年11月30日までの 2年間

2. 内容

目標1：「ボランティア休暇」制度導入によるワーク・ライフ・バランスの推進

＜対策＞

- 2026年1月～ 就業規則において全従業員対象の「ボランティア休暇」制度導入

目標2：育児休業等を取得しやすい体制を整備し、取得希望者の取得率 100%を目指す。

＜対策＞

- 2026年1月～ 就業規則を作成

目標3：所定外労働時間（月間平均）を20時間未満、有給休暇取得率70%以上を目指す。

＜対策＞

- 2025年12月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年12月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2026年4月～ 年次有給休暇の計画的付与を推進